

事務連絡  
令和2年4月

四日市市上下水道局発注工事・業務の受注者の皆様へ

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた  
工事及び業務の対応について

貴社におかれましては、本市発注工事（業務）について契約を締結したところですが、国土交通省から「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について（別添1参照）」が通知されています。

4月16日に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたことに鑑み、以下の理由等により、工事（業務）の一時中止や工期（履行期間）の延長等の希望がある場合には、可能な限り速やかに協議して下さい。事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき、一時中止措置や設計図書等の変更などを行います。

- ・緊急事態宣言の発令に伴う影響
- ・受注者の感染防止対策（テレワーク、時差出勤等）
- ・従業員の状況（健康状態、休校に伴う育児等）
- ・地方公共団体からの活動自粛要請等

また、現状では一時中止措置等を希望されない場合でも、今後の状況の変化により希望があれば、上記と同様に対応します。

なお、工事（業務）を継続する場合には、適切な感染拡大防止対策を実施するとともに、感染が確認された場合は速やかに報告願います。

緊急事態宣言時に事業の継続が求められているものとして、河川や道路等の公物管理、公共工事が挙げられていますので、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご理解・ご協力の程お願いします。

※協議の申出等につきましては、工事（業務）担当課に直接ご連絡ください。

四日市市上下水道局総務課契約係

TEL：059-354-8352

FAX：059-354-8249

国土入企第 6 号  
令和 2 年 4 月 8 日

各都道府県入札契約担当部局長 殿  
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた  
工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に伴う工期の見直しや請負代金額の変更、施工の継続が困難な場合の一時中止の対応等については、「施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について」（令和 2 年 2 月 25 日付け国土入企第 52 号）等により、随時適切な対応をお願いしてきたところでありますが、令和 2 年 4 月 7 日、内閣総理大臣より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言がされましたので、貴団体におかれましては、当該宣言を踏まえ、今後の工事及び測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）について、下記により適切な対応を行っていただきますよう、宜しくお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた、国土交通省直轄事業における工事等の対応について、別添のとおり定めましたので、ご参考にお知らせします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しくお願いします。

記

1. 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症に係る一時中止措置等の対応について

緊急事態措置を実施すべき区域（以下「対象地域」といい、今後、追加される区域を含む。）における工事等については、対象地域に係る都道府県知事からの要請を踏まえ、受注者からの申出があった場合には、受発注者間で協議を行った上で、工期の見直しやこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行うようお願いいたします。

また、対象地域外における工事等についても、新型コロナウイルス感染症の罹患や学校の臨時休業等の感染拡大防止措置に伴い技術者等が確保できない場合、また、これらにより資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合の他、受注者から一時中止等の申出があった場合においては、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況、地方公共団体からの活動自粛要請等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行うようお願いいたします。

なお、これらの場合においては、特段の事情がない限り、受注者の責によらない事由によるものとして取り扱われるべきものと解されますので、宜しくお取り計らいください。

また、以上の措置を講じるに当たっては、令和2年4月7日に改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、河川や道路などの公物管理や公共工事など、安全安心に必要な社会基盤に係る事業者については最低限の事業継続が要請されていることにご留意の上、適切な対応をお願いいたします。

## 2. 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等について

施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下を踏まえ、適切な対応を行っていただくようお願いいたします。

- (1) 公共工事の円滑な施工確保を図る観点からも、施工中の工事の現場等においては、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、担当職員のみならず、受注者を通じてすべての作業従事者等の健康管理に留意いただきますよう、宜しく申し上げます。
- (2) 施工中の工事等について、新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者がいることが判明した場合はもとより、速やかに受注者から発注者に報告するなど、所要の連絡体制の構築を図っていただくとともに、都道府県等の保健所等の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置が講じられるようお願いいたします。
- (3) 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いと考えられています。また、これ以外の場であっても、

人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すこと等にはリスクが存在すると考えられています。

建設工事の現場では、対象地域の内外を問わず、多人数での作業や打合せをはじめ、三つの密が生じかねない場面も想定されることから、元請事業者をはじめ、下請事業者や技能者等、施工に携わるそれぞれの立場において、極力、三つの密を回避する対策やその影響を最大限軽減するための行動がなされることが重要です。

特に、建設現場における朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業員と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期す必要があります。

貴団体が発注する工事においても、これらを踏まえ、施工に伴う三つの密の発生が極力回避されるとともに、やむを得ず必要な場合においてもその影響緩和のための対策が徹底されるよう、受注者に対して周知徹底を図るなど、適切な対応を宜しくお願いいたします。

以上